



日本共産党足利市議会議員団

おぜき栄子
鳥井やすこ

にこっと通信

第169号

2024年1月7日(日)

足利市田中町789
第3石川ビル3階

TEL(72)7848
FAX(71)8392

無料法律相談会毎月第1火曜日 おぜき栄子・鳥井やすこ事務所

TEL090-8004-0577

TEL090-1690-5106

相談される方は事前に事務所へ連絡して下さい。

おぜき栄子

2024年の新しい年を迎えいかがお過ごしでしょうか。昨年、市議会議員選挙で過去最低の投票率の中で、7期目の当選を果たし、日本共産党の2議席を獲得させていただきました。市民の暮らし・営業を守るために市議団で全力で頑張ります。

私は、「今年こそ平和」と願わずにはいられません。パレスチナ自治区ガザへのイスラエルの攻撃、ロシアによるウクライナ侵略など「憲法9条を持つ国」として日本は、戦争をやめさせるための外交努力を行うべきです。ところが岸田政権は、武器輸出を大幅に緩和、殺傷能力のある武器の完成品を輸出可能にする改定を強行(12月22日)しました。2度と戦争はしないと決めた憲法を守る政権に変えなければならないと強く思います。

今年は、戦争ではなく平和を築く年にしていこうではありませんか。そのためにも来るべき総選挙で、野党共闘を実現させ、その要となる日本共産党を大きく躍進させていただきたいと思います。



十二月議会報告

鳥井やすこ

2023年は、みなさまのお力添えで、市議会議員として2期目の当選を果たすことができました。その期待を、とても重く受け止めています。

ガザでは既に2万人以上の方が命を落とし、ロシアのウクライナ侵略は、まだ終息は見えていません。日本政府の対応はアメリカの顔色を伺うばかりで、平和に対する明確な意思を表明すべきです。自民党の政治資金パーティー券の売上からキックバックなど裏金を作っていた話は、政治倫理から大きく逸脱した話で、組織的に行われていたことでもあり、決して容認できるものではありません。生活保護の対応については、お隣の桐生市では生活保護担当者による不適切な対応等、足利市においても適切とはいえない状況にあり、「健康で文化的な生活」を保証する制度として、改善に取り組みたいと考えています。追い打ちをかける様に市民の暮らしは困難に満ちています。困ったときは共産党、と言って頂けるように社会福祉の充実に向けて力を尽くす決意です。

主な議案への賛否

議案	内容	賛否	
		おぜき	鳥井
第68号	市職員の給与に関する条例等の改正	×	×
第69号	令和5年度一般会計補正予算(第5号)	×	×
第70号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更	○	○
第71号	特別会計条例の改正について	○	○
第72号	令和5年度一般会計補正予算(第7号)	○	○
第73号	児童館(にしこども館及び八幡こども館)の指定管理者の指定の変更	○	○
第74号	都市公園(織姫公園及び大日苑)の指定管理者の指定について	○	○
第75号	市民プラザ条例の改正	○	○
第76号	史跡足利学校条例の改正	×	×
第77号	令和5年一般会計補正予算(第6号)非課税世帯への給付	○	○
第78号	工事請負契約(新グリーンセンター建設工事)	○	○
第79号	令和5年一般会計補正予算(第8号)コロナワクチン予防接種健康被害給付金)	○	○

議案68、69、76号に反対した理由は以下の通りです。

議案68号、69号は、市職員、会計年度任用職員、特別職の給与報酬等の引き上げに関する別々の議案ですが1つの議案にまとめて提案されました。市職員、会計年度任用職員の給与報酬等の引き上げには賛同できますが、特別職の期末手当の引き上げは、十分な議論が必要ということで反対しました。3つの職種の議案を個別議案にすること、常任委員会へ付託することを指摘して反対しました。

議案76号は足利学校参観料の引き上げです。文化審議会が「目先の利益は本質ではなく」と指摘するようにこの参観料の引き上げと有料化をする前に史跡足利学校の保存整備等を地域住民、市民と十分な論議が必要です。特に市外の小中学生の有料化は、受付業務の混乱を招くことになると反対しました。

会期は、11月29日から12月22日でした。

主な議案

- ①市職員の給与に関する条例改正
 - ②令和5年度一般会計補正予算
 - ③児童館の指定管理者の指定変更
 - ④都市公園の指定管理者の指定
- などの12議案が審議されました。

住民税非課税世帯物価高騰対策重点給付金事業

1. 趣旨
物価高騰が長引く中、低所得世帯に対し1世帯7万円の給付金を支給する。
2. 支給対象
(1)住民税非課税世帯(16,900世帯)
(2)申請により住民税非課税であることが確認できた世帯
3. 支給額 1世帯あたり7万円
4. 申請方法
(1)住民税非課税世帯
①給付決定通知を発送
②確認書発送
対象となる世帯主へ確認書を送り、口座情報等を確認後、指定口座に振り込む
(2)申請により住民税非課税であることが確認できた世帯
*市役所本庁舎2階給付金窓口にて申請受付
5. 今後の予定
(1)住民税非課税世帯
①給付決定通知書発送 令和5年12月下旬
振込予定 令和6年1月下旬
②対象世帯への確認書発送 令和5年12月下旬
振込開始 令和6年1月下旬から随時
確認書返送期限 令和6年2月末
(2)申請による世帯
申請受付開始 令和6年1月上旬
振込開始 令和6年2月上旬から随時
申請期限 令和6年2月末